

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
東京都第六建設事務所長

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わう豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

平成23年4月、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占有することができるようになりました。

これを踏まえ、隅田川において墨田区及び台東区から区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第22に基づき、令和元年6月21日付けで区域を指定しました。この度、その指定範囲を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 変更後指定範囲

一級河川荒川水系隅田川の河川区域内のうち

東京都台東区花川戸一丁目地内から墨田区向島一丁目地内まで（別図に示す区域）

(2) 指定年月日

令和2年1月29日

2 都市・地域再生等占用方針

(1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設準則第22第3項第3号に掲げる「遊歩道」とする。

(2) 許可方針

上記(1)に係る占用にあたっては、下記の条件を付して許可するものとする。

ア 土地の占用及び建築物又は工作物（以下「占用施設」という。）の新築及び変更については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）、河川法施行令（昭和40年政令第14号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）、工作物設置許可基準（平成6年建設省河治発第72号）及びその他関係法令の規定を遵守すること。

イ 法第24条、第26条第1項の許可を受けようとする者は、占用施設の位置により河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施行方法について、計画協議及び設計協議を東京都建

設局河川部長に行うこと。

ウ 占用許可の期間は、10 年以内とする。

エ 本件許可の更新又は変更を申請する場合は、改めて地域の合意形成を図ること。

オ 占用に伴う危険を防止するため、施設利用者の安全管理や河川施設の安全確保のための必要な措置を講じること。

カ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制（夜間・休日を含む）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講じること。

キ 占用施設は、鉄道施設とともに点検等を行い、十分な維持管理を実施すること。

ク 占用施設のデザインや装飾は、隅田川の景観に配慮すること。

ケ 占用施設遊歩道という施設性能上、誰もが利用しやすいようにアクセシビリティに十分配慮すること。

コ 占用施設の利用にあたって、通行料及び通行できる時間帯を設定するときは、河川管理者と協議を行うこと。

サ 賑わいのある良好な水辺空間の保全や創出を図る河川貢献策として、協議会等の地域の合意を得たうえで、区長と協議のうえ実施すること。

シ 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。

ス 本件許可に係る行為の実施に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。

セ 東京都河川流水等占用料徴収条例（平成 12 年東京都条例第 95 号）に基づき、河川流水等占用料を納付すること。

ソ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

- 3 都市・地域再生等利用区域の占用主体
準則第 2 第 4 項第 2 号に掲げる者とする。

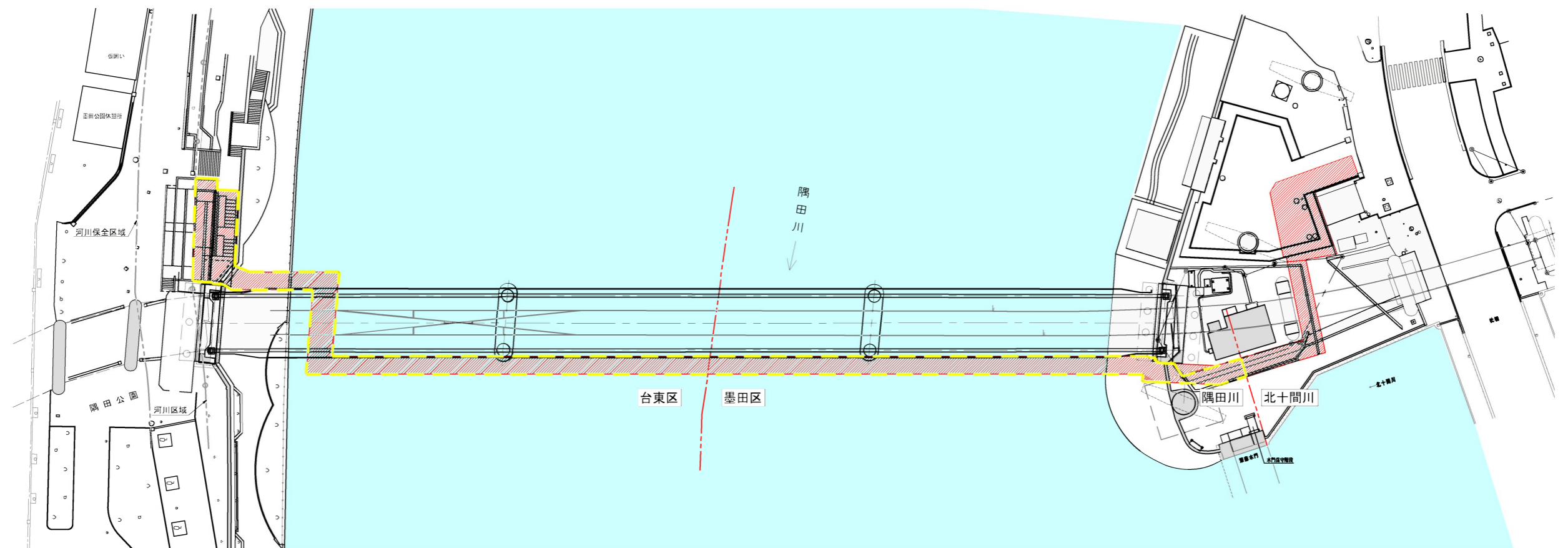
都市・地域再生等利用区域 平面図

1. （東京都台東区花川戸一丁目地内から墨田区向島一丁目地内まで）

都市・地域再生等利用区域の指定

浅草方

とうきょうスカイツリー方



凡例

 都市・地域再生等利用区域（隅田川）